

入札制度改善行動計画等 総点検結果

平成15年3月

入札等監理委員会

総点検の趣旨

平成12年4月に策定された入札制度改善行動計画は、平成14年度末をもって計画期間を終了する。

このため、行動計画に基づく改善事項をはじめ、入札制度等に係るこれまで三年間の取組みについて点検するものである。

入札制度改善行動計画総点検

行動計画全32項目について、それぞれの改正状況や実施状況について記載するとともに、点検結果について評価として記載した。

行動計画関連事項総点検

行動計画の推進に当たり、本委員会はこれまで三次にわたり入札手続等の改善に関する意見を知事に提出してきた。

また、行動計画策定後の平成13年4月からは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、新たな取組みが生じてきた。

これら、行動計画に掲げられた改善事項以外の取組みについても、これまでの取組状況等を記載するとともに、点検結果について評価として記載した。

目 次

< > 入札制度改善行動計画総点検

競争性の促進

1	一般競争入札の拡大	1
(1)	大規模な工事に対する一般競争入札の拡大	1
(2)	地域限定型一般競争入札の本格実施	2
2	指名競争入札の改善	3
(1)	「ランダム・カット式」指名競争入札への移行	3
(2)	公募型指名競争入札の拡大	7
(3)	工事希望型指名競争入札の導入	8
(4)	指名競争入札の基準等の見直し	9
ア	指名基準の具体化及び明確化	9
イ	新規参入者の指名の促進	10
ウ	入札参加者の指名数の拡大	11
エ	指名業者名の公表	12
オ	指名選考委員会の運営の充実強化	13
カ	指名選考過程の公表	14
キ	資格制度の見直し	15
3	VE方式の試行拡大	16
4	実施目標の設定	17
	不当な関与の排除	
1	公正な入札の確保	18
(1)	公正な入札を妨げる行為の禁止	18
(2)	不良不適格業者等の排除	19
ア	競争入札参加資格の厳格化	19
イ	法令違反等への厳正な対処	20
ウ	指名停止措置の強化	21
(3)	公正な入札の確保	22
ア	低入札価格調査制度の活用	22
イ	分割発注の適正化	23
ウ	明確な入札条件の提示	24
(4)	予定価格の取扱い	25
ア	予定価格の秘密性の確保	25
イ	予定価格の事後公表の充実	26
ウ	予定価格の事前公表の試行	27
(5)	随意契約の適切な採用	28
(6)	談合情報の取扱いの適正化	29

2	積極的な情報の公開	30
(1)	入札執行の透明性の確保	30
(2)	入札結果、資格審査結果等の公表方法の改善	31
	実効性の確保	
1	行動計画の推進体制	32
(1)	入札等監理委員会の設置	32
(2)	推進部門の設置	34
2	支庁における入札関係業務等の執行体制	35
3	「入札制度改善白書」の公表	36

< > 行動計画関連事項総点検

(入札等監理委員会意見関係)

1	入札契約総合管理システムによる共通データベースの構築	37
2	工事等に係る施行成績評定要領の見直し	39
3	指名基準(事業別基準)の見直し	40
4	共同企業体の運用基準の見直し	41
5	委託業務におけるランダム・カット式指名選考の実施	42
6	予定価格事前公表における積算内訳書の徴取	43

(入札契約適正化法関係)

7	毎年度の発注見通しの公表及び入札・契約に係る情報の公表	44
8	苦情処理システムの整備	45
9	入札監視委員会の設置	46
10	総合評価方式の導入	47
11	施工体制点検・確認要領の整備	48

(その他)

12	委託業務における最低制限価格の設定	49
13	談合等不正行為に対応する契約条項の導入	50
14	入札制度改善のための推進部門の設置	51
15	入札制度改善状況等の公表手法	52

参考

	総括表	53
--	-----	----

入札制度改善行動計画総点検

競争性の促進

1 一般競争入札の拡大

(1) 大規模な工事に対する一般競争入札の拡大

一般競争入札の対象とする工事を漸次現行の2.5億円以上から5億円以上に拡大する。
(行動計画 - 1 - (1))

制度の改正状況

制限付一般競争入札実施要領の制定について（平成12年5月31日付け建情第368号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 対象工事5億円以上とした。
- ・ 参加資格として、道内に本社又は営業所、過去10年間に同種同規模工事の元請実績があることとした。

実施状況

平成12年度	平成13年度	平成14年度(12月末)
7件	11件	7件

評価

一般競争入札の対象を、2.5億円以上の工事から5億円以上の工事に拡大し実施されてきている。

また、5億円以下の工事にあっても、競争性の確保を図るべく、公募型指名競争入札などが実施されていることから、今後も引き続き5億円以上の大規模な工事を一般競争入札の対象とすることが適当である。

(2) 地域限定型一般競争入札の本格実施

一般競争入札に地域要件を加味した地域限定型一般競争入札を本格的に実施する。
行き過ぎた地域要件の設定は、競争性を制限することにつながるため、競争性の確保に十分配慮する。
(行動計画 - 1 - (2))

制度の改正状況

地域限定型一般競争入札実施要領の制定について（平成12年8月10日付け建情第818号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

- ・ 参加資格として、本店又は営業所が一定地域内にあり、過去10年間に同種同規模の施工実績があることとした。

実施状況

(単位：件、%、者)

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度(12月末)
工 事	件 数	678	667	608
	落 札 率	93.7	92.9	91.3
	入札者数(最多)	29	42	35
	入札者数(最少)	2	1	1
		10	11	12
委 託	件 数	49	66	45
	落 札 率	75.6	75.5	76.5
	入札者数(最多)	31	39	32
	入札者数(最少)	4	3	4
		14	18	15

評価

地域要件の設定に関しては、現在、入札の公告に際し、工事にあっては「管内に、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有すること」、委託にあっては「管内に、北海道における業務の競争入札参加資格の資格審査申請に際し、申請書に添付した競争入札参加資格審査申請書付表・申込書に記載された本店又は営業所を有すること」といった記載がされており、おおむね支庁又は土現の管轄地域を地域要件として設定している。

事業者からは、地域要件を更に狭めるべきとの要望があるが、競争性の確保の面からは現状程度の範囲の設定が妥当であり、行き過ぎた地域要件の設定は、行うべきものではない。

また、地域限定型一般競争入札は、事業者の受注意欲が反映される入札方式として効果的であり、今後も引き続き推進すべきである。

2 指名競争入札の改善

(1) ランダム・カット式 指名競争入札への移行

指名に関する恣意性を排除するため、指名選考委員会において従来より具体的で明確な指名基準に基づき一旦業者を選考し、さらに無作為な選定を行う「ランダム・カット式」指名競争入札に移行する。
(行動計画 - 2 - (1))

制度の改正状況

「ランダム・カット式」指名競争入札実施方針（「ランダム・カット式」指名競争入札実施方針の策定について（平成12年5月1日付け局総第97号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

「ランダム・カット式指名選考実施要領の制定について」（平成12年8月28日付け局総第382号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 指名予定数の1.5倍程度の業者を指名基準により選考し、指名予定数を超える業者を無作為にカットする。

指名競争入札参加者指名基準運用方針の一部改正について（平成12年8月28日付け局総第381号出納局長通達）

ランダム・カット式指名選考実施要領等の一部改正について（平成13年12月20日付け局総第601号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 指名予定数を「1.5倍」の数から「1.2倍」の数に引き下げた。

実施状況

平成15年1月に実施されたランダム・カット式指名選考の実態調査（指名候補者の数を指名予定数の1.5倍から1.2倍に引き下げたことによるランダム・カット式指名選考の改善の状況を把握するための調査）によれば、ランダム・カット式指名選考を行った発注機関別の件数及び行わなかった件数は、それぞれ次のとおりである。

(単位：件)

区分	入札管理室	支 庁	土 現	森づくりセクター	道民の森セクター	計
実施件数	99	1,083	2,074	91	3	3,350
未実施件数	3	34	43	26	0	106

ランダム・カットの未実施については、離島における工事であること及び指名選考の絞り込みにより指名候補者が7者以下となったことによりランダム・カット式指名選考を実施しなかったものであるが、ランダム・カット式指名選考の対象となる工事全体の約3.2%であることから、ほとんどの工事でランダム・カット式指名選考が実施されているといえよう。

また、指名候補者数の1.5倍と1.2倍を比較したものは次のとおりである。

区 分	1.5倍 H12.8～H13.8	1.2倍 H14.1～H14.12
ランダム・カットの件数	4,484件	3,350件
上記のうち指名予定数の1.5倍(1.2倍)を下回った件数(割合)	656件(14.6%)	40件(1.2%)
カット率の平均	30.9%	14.7%
選定回数4回以上の業者のうち当該業者のカット率が上位の事例	7回選定7回カット(100%) 1者 5回選定5回カット(100%) 1者 4回選定4回カット(100%) 9者 13回選定12回カット(92%) 1者	5回選定5回カット(100%) 1者 4回選定4回カット(100%) 1者 5回選定4回カット(80%) 1者 4回選定3回カット(75%) 6者
連続カットの件数(同一日)	246件	2件
連続カットの件数(同一日でないもの)	287件	12件

評価

1 導入の経緯

入札手続等調査委員会の「入札手続等調査第二次報告」では、「業者に関して毎年度の発注目標額を設定するとともに、その目標額を達成するため、工事を受注させようとする業者を指名業者に加え、予定業者名や予定価格を関係者に示唆する」という、いわゆる「受注調整」が「長年にわたり組織的かつ構造的に」行われていたことが明らかにされた。

こうした調査の結果を踏まえ、「入札制度等の改善方策」では、改善の基本的視点として、発注者の恣意的判断の入り込む余地のない制度の採用が挙げられ、指名基準の具体化及び明確化が改善事項として示されたものである。

しかし、より客観性の高い制度等の確立には時間を要することから、発注者の恣意性を最大限に排除できる仕組みとして、人為的な要素の含まれない、機械的に選定するプロセスを組み込む無作為抽出の手法、いわゆる「ランダム・カット式」の導入を緊急的かつ特例的な措置として、「入札制度改善行動計画」に盛り込まれたものである。

2 効果

あつてはならない「受注調整」という行為を長年にわたり組織的に行ってきたことへの反省と、二度とこうした行為を繰り返さないための仕組みとして指名選考における客観性の高い制度等の確立と併せ、念には念を入れ、「ランダム・カット式」を導入し、発注者側の恣意性を排除していることを道民に明らかにすることは、指名選考における客観性の高い制度等の確立までの過渡期においては、即効性があり、かつ、道政への信頼回復を図るという点で大きな効果があった。

3 問題点等

導入当初から、指名選考がいわば「くじ引き」によって左右されることへの不満、また、企業の受注意欲や技術力などが反映されないことなどの意見が寄せられていた。

これまでの実施状況調査では、連続してカットされる事業者が発生するなど、指名機会の公平性という観点から問題が生じたため、指名機会の均衡による公平な競争を促進する観点から、平成14年1月からは、指名候補者数の目途をそれまでの指名予定数の「1.5倍」の数から「1.2倍」の数に引き下げ、連続カットなどの問題の解消に努めてきたが、確率的には、当然のことではあるが、連続カットなどの状況は皆無には至っていない。

4 制度等の検証

(1) 行動計画改善事項の検証

導入の経緯にあるとおり、ランダム・カット式指名選考は、指名選考の客観性を高めるための制度等の確立には時間を要することから、緊急的かつ特例的な措置として導入されたものである。

したがって、行動計画の改善事項のうち、指名選考の客観性を高めるための制度等について、この間、どのように推進されてきたのか、検証することが必要である。

行動計画では、次に掲げる改善事項を推進してきた。

指名基準の具体化及び明確化（行動計画 - 2 - (4) - ア）

指名基準における6項目の選定基準の新たな設定は、それまでの指名選考手続の不透明性を払拭することとなり、透明性、公平性の確保が図られた。

指名選考過程の公表（行動計画 - 2 - (4) - オ）

説明責任を果たすため、指名選考の過程を道民に公表し、道民の監視を受けるようになった。

入札関係業務の執行体制の整備（行動計画 - 2）

設計部門から独立した事業管理室や入札管理室の設置により内部牽制機能は強化され、指名選考業務等の改善が図られた。

(2) その他改善事項の検証

入札談合に關与する行為への厳しい対処

平成15年1月6日から「入札談合等關与行為の排除及び防止に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の職員の入札談合關与行為に対して、懲戒処分や職員個人への損害賠償など厳しい措置が設けられ、法律レベルでも発注者の恣意性排除が十分強化された。

入札談合等不正行為への厳正な対処

より一層の公正な入札確保のため、平成15年1月1日から、入札談合等の不正行為があった場合に、賠償金の徴収や契約解除できる規定を設け、不正行為に対する防止措置が強化された。

指名選考の客観性を高めるための新たな取組み

指名選考の客観性を高めるための取組みとしては、(1)に掲げたもののほか、

平成14年度から履行可能業者を的確に把握するなど共通データベースによる入札契約総合管理システムが整備された。

このシステムの整備については、平成12年10月30日に入札等監理委員会から入札手続等に係る事後点検に関する意見（第一次）として、企業情報等のデータベース化によって全庁的な情報共有化のためのシステムの構築について検討すべきとの提言を踏まえ整備されたものである。

平成13年度中に当該システムの整備を行い、平成14年度から過去のデータ等の移行登録作業を順次進めながら共用開始されたところであるが、今後、さらに施行成績等のデータの高度化を行っていく予定とのことである。

5 今後のあり方

前述のとおり行動計画における指名選考の客観性を高める取組みについては着実に推進されてきていることから、ランダム・カット式指名選考のあり方についても見直しの時期にきているものと考ええる。

その取扱いについては、道民への説明責任を十分に果たしていくという観点から、平成15年度から設置が予定されている公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）等に基づく第三者機関である入札監視委員会による入札契約総合管理システムの稼働・運用状況についての点検や、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」の施行・運用状況などを踏まえた上で、廃止を含め判断することが適当である。

第三者機関への申し送り事項

ランダム・カット式指名選考のあり方について、今後設置が予定されている入札監視委員会に、入札契約総合管理システムの稼働・運用状況等の点検を実施することについて申し送りすることとする。

(2) 公募型指名競争入札の拡大

公募型指名競争入札の対象とする工事を技術的難易度の高いものに加えて、漸次3億円以上5億円未満の工事に拡大する。
(行動計画 - 2 - (2))

制度の改正状況

簡易公募型指名競争入札実施要綱の制定について(平成12年6月15日付け建情第466号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)

- ・ 公募内容及び申請書類を簡易なものとする。

実施状況(JVを含む。)

(単位:件、%、者)

区 分	平成12年度		平成13年度		平成14年度(12月末)	
	公募型	簡易公募型	公募型	簡易公募型	公募型	簡易公募型
件数	192	567	256	1,731	182	1,802
落札率	97.7	96.9	97.9	97.1	97.2	96.3
入札者数(最多)	23	37	18	56	20	52
入札者数(最少)	1	2	2	1	2	1
入札者数(平均)	10	12	8	14	8	14

評価

公募型指名競争入札(簡易公募型指名競争入札を含む。)は、行動計画の最終年度である平成14年12月末現在で、総入札件数の約30パーセントを占めており、多様な入札方式全体の平成14年度の目標値とほぼ同様の数値となっている。

この入札方式は、地域限定型一般競争入札と同様、事業者の受注意欲が反映される入札方式として効果的であるといえることから、引き続き推進すべきである。

(3) 工事希望型指名競争入札の導入

受注意欲を反映するとともに技術的適性を把握するため、指名業者の選考に先立って、受注希望の確認をする工事希望型指名競争入札を導入する。

(行動計画 - 2 - (3))

制度の改正状況

工事希望型指名競争入札の試行に関する取扱いについて（平成12年8月28日付け事調第1223号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

- ・ 希望工事内容、工事規模、地域的特性を勘案し20社程度を選択し、工事概要等を通知するとともに、技術資料の提出を求める。
- ・ 希望者は、工事实績等を提出し、合議制の委員会により内容を審査された上、指名委員会は、適格者の中から指名する。

実施状況

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度(12月末)
件数	14	47	27
落札率	95.7	97.5	96.2
入札者数(最多)	14	19	18
入札者数(最少)	6	6	3
入札者数(平均)	11	10	9

評価

工事希望型指名競争入札は、現在、施工上の特殊性や施工上特殊な機械機具・設備等を必要とする工事において有資格業者の希望を活用することにより、入札参加意欲をより反映させることを目的として実施しているところであるが、その対象とする工事などについて、今後引き続き検討する必要がある、当面、試行を継続することが適当である。

(4) 指名競争入札の基準等の見直し

入札参加者の指名手続の透明性、公正性をより一層高めるため、基準等の見直しを行う。

なお、公共工事以外の入札・契約についても可能な限り、取り組むものとする。

(行動計画 - 2 - (4))

ア 指名基準の具体化及び明確化 (行動計画 - 2 - (4) - ア)

制度の改正状況

指名競争入札参加者指名基準及び指名競争入札参加者指名基準運用方針の一部改正について (平成12年6月27日付け局総第238号出納局長通達)

- ・ 選定基準として、「受注意欲」、「履行経験」、「履行成績」、「営業地域」、「機会均等」、「個別事由」を定め、契約内容によって取捨選択し、適用順位を定めた上で指名選考する。

指名競争入札参加者指名基準及び指名競争入札参加者指名基準運用方針の一部改正について (平成14年3月28日付け局総第838号出納局長通達)

- ・ 事業別基準を工事施行成績評定基準による高度技術の評価を準用するなど、より具体的に明確な基準とした。

評価

指名基準における選定基準の設定は、それまでの指名選考手続の不透明性を払拭することとなり、6項目の選定基準の活用によって透明性、公平性の確保に大きく寄与しているといえる。

入札契約適正化法に基づく適正化指針では、「公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いこと」とされており、手続の透明性を高める手段としての選定基準の活用は効果的である。

なお、選定基準の活用のための共通データベースについては入札契約総合管理システムの整備により実現されたが、引き続きデータの高度化のための努力が必要である。

イ 新規参入者の指名の促進（行動計画 - 2 - (4) - イ）

制度の改正状況

指名競争入札参加者指名基準及び指名競争入札参加者指名基準運用方針の一部改正について（平成12年6月27日付け局総第238号出納局長通達）

- ・ 「指名実績のない者の選定基準」を定め、新規参入者の指名を促進する。

評価

指名実績がない者であっても、「受注意欲があって履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる」者については、競争性の促進という観点から、契約の適正な履行を確保を図ることができる範囲内において、指名実績のないものを選定しなければならないものとされており、入札契約総合管理システムの整備によって、履行能力等の確認を的確に行うことが可能となったことから、今後とも、新規参入者の指名の促進を図っていくべきである。

ウ 入札参加者の指名数の拡大（行動計画 - 2 - (4) - ウ）

制度の改正状況

北海道財務規則の一部を改正する規則（平成12年北海道規則第231号）

- ・ 競争性の促進を図るため、指名競争入札の指名数の下限をこれまでの5者から7者に引き上げた。

北海道財務規則の運用方針の一部改正について（平成12年5月1日付け局総第84号総務部長、出納局長通達）

- ・ 一般土木工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、建築工事における工事等級区分に対応した指名業者数の目安を次表のとおりとした。

（単位：者）

等級工事	改正後	改正前
A等級工事	15	10
B等級工事	10	7
C等級工事以下	7	5

評価

指名数が多すぎるとの事業者からの意見があるが、競争性を促進する観点から、引き続き現行の指名数によることが適当である。

制度の改正状況

「工事及び委託業務に係る入札結果等の公表の取扱いについて」の一部改正について（平成12年5月1日付け建情第208号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 指名業者の公表時期を指名通知後から入札執行時とした。

工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の施行などに伴い、「入札執行時」から「入札執行後」に改めた。

評価

事業者からは、「指名通知後、直ちに公表すべきである」との意見があるが、道が過去にいわゆる受注調整を行い、この受注調整が「建設談合と表裏の関係にあった」こと、また、談合情報が引き続き寄せられていることなどを踏まえると、談合しづらい制度としての現在の取組みを止めるべきではない。

一方、国（開発局）でも、一部の工事において、指名業者の事後公表を実施しており、引き続きこの取組みを行うことが適当である。

制度の改正状況

「入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について」の一部改正について（平成12年5月1日付け局総第90号出納局長通達）

- ・ 成立要件を過半数から3分の2以上とした。
- ・ 選考過程を記録し、持ち回り審議を禁止した。

評価

指名選考委員会の運営を厳正に行う上で効果的であり、引き続き継続することが適当である。

カ 指名選考過程の公表（行動計画 - 2 - (4) - カ）

制度の改正状況

「入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について」の一部改正について（平成12年5月1日付け局総第90号出納局長通達）

- ・ 指名選考過程及びその理由、議決の状況などの公表（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等にも同様の規定が盛り込まれている。）を行った。

評価

指名選考過程の公表については、各発注機関において、それぞれ閲覧場所を定めて公表している。

入札契約適正化法及び適正化指針においても、入札及び契約に係る情報は、すべて公表を基本とすることとされ、指名理由等も公表しなければならないとされていることから、引き続き継続すべきである。

キ 資格制度の見直し（行動計画 - 2 - (4) - キ）

制度の改正状況

競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正について（平成12年12月21日付け局総第598号出納局長通達）

- ・ 納税証明書（道税、消費税）の添付を義務づけた。
- ・ 等級の数及び発注標準の見直しを行った。

平成10年の中央建設業審議会で、「競争性を一層高めるため、等級区分の統合、工事の技術的難度の適正な反映方策などについて検討することが必要」との建議があったことなどを踏まえ、道の平成13年度及び平成14年度の競争入札参加資格から等級区分の統合と等級区分に対応する予定価格の額を改正した。

競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正について（平成14年12月25日付け局総第577号出納局長通達）

- ・ 主観点の審査項目に表彰の要素を追加した。
- ・ 等級の数及び発注標準の見直しを行った。

評価

工事等の発注に当たり、競争性や公平性の観点から、等級の数及び発注標準の見直しを行ってきたことは評価できる。

公共事業が縮減される中、今後も引き続き、時機に応じた見直しを行っていく必要がある。

3 VE方式の試行拡大

技術力による競争を促進するため、VE方式(Value Engineering 価値工学)の試行を拡大する。
(行動計画 - 3)

制度の改正状況

公募型指名競争入札における契約後VE方式の試行について(平成12年5月1日付け事調第378号農政部長、平成12年6月5日付け水林総第623号水産林務部長通達)

- 平成9年度から建設部の土木部門で行ってきた「契約後VE」の試行を農政部、水産林務部にも拡大した。

入札時VE(技術提案型競争入札方式)の試行について(平成14年2月19日付け建情第1809号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)

- 民間の技術開発を積極的に活用することにより建設コストの縮減を図るため、入札参加申し込みの際に、入札金額を低減することを可能とする施工方法等の提案を受け付ける入札時VEを試行することとした。

実施状況

(単位:件)

区	分	平成12年度	平成13年度	平成14年度(12月末)
公募型	農政部門	0	0	0
	水産部門	0	0	0
	林務部門	0	0	0
	建築部門	0	0	0
	土木部門	0	4	7
	計	0	4	7
簡易公募型	農政部門	0	0	0
	水産部門	0	0	0
	林務部門	0	0	0
	建築部門	0	0	0
	土木部門	1	8	9
	計	1	8	9
合	計	1	12	16

評価

民間のノウハウを活用する契約後VE方式が拡大され、さらに技術力による競争の促進を目的とする入札時VE(技術提案型競争入札方式)の導入を図ったことは評価できる。

今後は、その活用に努めることはもとより、技術提案を求める対象・範囲の検討や価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を検討するなど、バリエーションをもたせながら試行を継続すべきである。

4 実施目標の設定

一般競争入札、地域限定型一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札及びVE方式を合わせて、今後3年間で全入札件数（工事）の30%まで拡大する。農政、水産、林務、建築及び土木の各部門ごとに年次計画を作成し、実行する。
（行動計画 - 4）

実施状況

（単位：%、件数ベース）

区分	農 政		水 産		林 務		建 築		土 木		合計 (実績値)
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
12年度	11.0	14.8	10.0	29.3	10.0	24.0	5.0	8.3	10.0	13.1	14.3
13年度	20.0	32.7	20.0	93.5	20.0	43.1	15.0	25.2	20.0	26.1	30.0
14年度	31.0	43.1	30.0	97.8	30.0	56.4	30.0	32.6	33.3	37.5	41.0

（注）14年度は平成14年12月末の数値である。

評価

一般競争入札、地域限定型一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札及びVE方式の活用は、事業者の受注意欲を反映し、技術的適性を把握する上で、また、行動計画の基本理念である入札契約手続の透明性、公平性、競争性を高めるという観点からも、有効な方法である。

したがって、実施状況にあるように、各部門ともそれぞれ各年度の目標率を上回って実施してきており、道として、一丸となって取り組んできたものとして評価できる。

今後は、各部門における行動計画最終年度の目標値である三割程度を最低限の目安としながら、引き続き活用を図るべきである。

不当な関与の排除

1 公正な入札の確保

(1) 公正な入札を妨げる行為の禁止

公正な入札を妨げる行為を防止するため、禁止事項を明確に定め、業者に対して不当な関与を行わないことを徹底する。これに違反した職員に対しては、厳正な処分を行う。
(行動計画 - 1(1))

制度の改正状況

公正な入札を妨げる行為の禁止について（平成12年5月26日付け局総第149号出納局長、総務部長通達）

- ・ 内部における禁止行為及び外部との関係における禁止行為などについて職員に周知徹底した。

公共工事の適正な執行について（平成12年5月26日付け建情第341号北海道農政部長、北海道水産林務部長、北海道建設部長通達）

- ・ 公共工事に関連する業界団体及び入札参加資格をもつすべての企業に対し、公正な入札を妨げる行為の禁止及び法令等の遵守について協力を要請した。

「公正な入札を妨げる行為の禁止について」の周知の徹底について（平成14年7月15日付け総務第3012号総務部入札指導監察監通知）

- ・ 議会論議を踏まえ、公正な入札を妨げる行為の禁止について、職員に更なる周知の徹底を行った。

評価

公正な入札の確保について、職員及び事業者に対し、これまで研修会の開催や公正な入札を妨げる行為の禁止について周知徹底を図ってきており、一定の評価ができるものとする。

今後も、機会を捉えて、職員及び事業者に対し、一層の周知徹底を続けるべきである。

(2) 不良不適格業者等の排除

契約の適正な履行を確保するため、不良不適格業者等を排除する。

(行動計画 - 1(2))

ア 競争入札参加資格の厳格化 (行動計画 - 1(2) - ア)

制度の改正状況

競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正について (平成12年12月21日付け局総第598号出納局長通達)

- ・ 納税証明書 (道税、消費税) の添付を義務付けた。

競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正について (平成14年12月25日付け局総第577号出納局長通達)

- ・ 主観点の審査項目に表彰の要素を追加した。

評価

競争入札参加資格において納税証明書の添付を義務付けたことは、不良不適格業者を排除する手法として効果がある。

また、競争入札参加資格の主観点の審査項目に事業者の表彰の有無を追加したことは、間接的ではあるが、不良不適格業者の排除に寄与するものである。

したがって、今後も引き続き、不良不適格業者の排除のための競争入札参加資格の厳格化について、不断の見直しを行うべきである。

イ 法令違反等への厳正な対処（行動計画 - 1(2) - イ）

制度の改正状況

公共工事の適正執行について（平成12年5月26日付け建情第341号北海道農政部長、北海道水産林務部長、北海道建設部長通知）

- ・ 公共工事に関連する業界団体及び入札参加資格をもつすべての企業に対し、独占禁止法及び建設業法等関係法令の遵守を周知し、これらの法令に違反する行為があった場合には、競争入札参加排除、指名停止又は契約解除などの措置を行うことを通知した。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則（平成14年規則第100号）

- ・ 公共工事に係る談合等不正行為を抑止し、また、その事実があった場合に発注者として適切な対応を行うことができるよう、建設工事請負標準契約書式に不正行為があった場合の契約解除条項や賠償金徴取条項を追加した。

評価

法令違反等の事業者に対しては、今後も厳正に対処していくべきである。

なお、平成15年1月1日から、独占禁止法違反行為、競売等妨害、贈賄があった場合に、賠償金の徴取や契約を解除することができるとする契約条項を契約書中に設けることとしたが、法令違反への厳正な対処として評価できる。

ウ 指名停止措置の強化（行動計画 - 1(2) - ウ）

制度改正の状況

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の一部改正について（平成12年6月27日付け局総第239号総務部長、総合企画部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 「贈賄」、「独占禁止法違反」及び「刑法談合」に関する指名停止期間を延長した。
（道発注工事：短期3倍・長期2倍、道以外の発注工事：長短期2倍）

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の一部改正について（平成13年11月20日付け局総第540号総務部長、総合企画部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 一層の透明性を図るため、「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」を閲覧場所を定めて公表するとともに、指名停止に係る競争入札参加者指名停止通知書の写しも公表することを義務付けた。

建設工事請負契約に係る指名停止の状況

（単位：件）

11年度	12年度	13年度	14年度（12月末）
91	348	53	28

評価

指名停止措置の強化は、談合等の不正行為の抑止効果として、一定の効果があり、引き続き当該措置を継続することが適当である。

(3) 公正な入札の確保

競争性を高めるため公正な入札を確保する。 (行動計画 - 1 - (3))

ア 低入札価格調査制度の活用 (行動計画 - 1 - (3) - ア)

制度改正の状況

低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて(平成12年8月21日付け建情第865号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)

- ・ 5億円以上の工事を対象とした。
- ・ 基準価格を下回る価格の入札について、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを低入札価格審議委員会において審議する。

平成12年度	平成13年度	平成14年度(12月末)
7件	11件	7件

評価

低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力や競争性を高めるといった観点から有効な制度であるが、審査体制等の条件整備等も勘案し、最低制限価格制度との併用の中で、引き続き現状の取扱いを維持することが適当である。

なお、委託業務については、地方自治法施行令が改正されたことを受け、その適正な履行を確保することを目的として最低制限価格制度を平成14年11月から活用しているところであるが、今後は国の状況を踏まえながら委託業務における低入札価格調査制度の適用に向けて検討を行う必要がある。

イ 分割発注の適正化（行動計画 - 1 - (3) - イ）

制度改正の状況

分割発注にあたっての留意事項について（平成12年5月22日付け建情第322号建設部長通達）

- ・ 恣意的な分割発注は行わない。

評価

分割発注は、施工技術上又は施工計画上の理由がある場合や地元中小建設業者の受注機会の確保に配慮する必要がある場合に限定的に認められるものであり、「過度の分割発注は、市場における競争が制限・阻害されること等につながる」と指摘されているとおり、その適正化に今後も引き続き努めるべきである。

ウ 明確な入札条件の提示（行動計画 - 1 - (3) - ウ）

制度改正の状況

建設工事等における入札事務の取扱いについて（平成12年6月26日付け建情第540号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

- ・ 施工条件明示の徹底及び適切な設計変更の実施を行う。

評価

競争入札における発注者と応札者の対等性の確保や円滑な設計変更などの条件整備を図るため、公示用設計図書において施工条件の明示の徹底に努めることは、公平で公正な入札を確保する上で欠くべからざる事項であり、引き続きその徹底に取り組むべきである。

(4) 予定価格の取扱い

公正な入札を担保するため、予定価格の取扱いは厳格に行う。

(行動計画 - 1 - (4))

ア 予定価格の秘密性の確保 (行動計画 - 1 - (4) - ア)

制度改正の状況

予定価格の取扱いについて(平成12年5月1日付け局総第96号出納局長通達)

- ・ 決定権者自らが決めること及び厳正な管理を行うことを徹底した。

評価

予定価格の意義等について、入札・契約事務に携わる職員に周知徹底を図ってきたところであり、今後も引き続き予定価格の取扱いの適正化に努めることが必要である。

イ 予定価格の事後公表の充実（行動計画 - 1 - (4) - イ）

制度改正の状況

「工事及び委託業務に係る入札結果等の公表の取扱いについて」の一部改正について（平成12年5月1日付け建情第208号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 入札結果の公表に際し、工事名、工事場所、入札公告日及び入札執行日時に加え、予定価格及び落札率を新たに公表することとした。

工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 入札契約適正化法の施行に伴い、上記通達を廃止し、公表事項を拡大、整理した。

評価

入札契約適正化法の施行に伴い、公共工事の入札及び契約に関する情報の公表については、引き続き取り組むことが適当である。

ウ 予定価格の事前公表の試行（行動計画 - 1 - (4) - ウ）

制度改正の状況

予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて（平成10年11月12日付け建情第944号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 事前公表について試行した。

北海道財務規則の一部を改正する規則（平成12年北海道規則第231号）

- ・ 事前公表のための規則上の規定の整備を行った。

予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて（平成12年8月31日付け建情第937号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 効果を検証するための試行を継続した。

予定価格の事前公表実施要領の制定について（平成14年3月5日付け建情第1853号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

- ・ 事前公表の本格実施を行った。

		農 政		水 産		林 務		建 築		土 木	
		件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
A等級工事	有	418	96.8	76	97.4	68	97.3	45	96.8	423	97.1
	無	15	98.4	0		0		0		5	98.7
B等級工事	有	287	94.5	11	97.5	108	96.0	0		230	97.0
	無	14	97.3	0		0		32	94.4	2	96.7
C等級工事	有	0		3	97.1	199	94.8	0		0	
	無	281	94.9	0		0		17	94.2	787	96.4
D等級工事	有	0		3	97.6	91	95.1	0		0	
	無	340	93.1	0		0		21	92.5	1396	94.2
合 計	有	705	95.9	93	97.4	466	95.5	45	96.8	653	97.1
	無	650	94.1	0		0		70	93.8	2190	95.0

（注）平成14年4月から12月末までに契約した農業土木、水産土木、森林土木、建築、一般土木工事を対象とした。

評価

予定価格の事前公表については、入札・契約手続の透明性を確保することや予定価格を探ろうとする不正な動きを防止することに効果があると認められることから、平成14年度から段階的に本格実施することとしたところであるが、予定価格に対する落札価格の割合、いわゆる落札率については、現時点においては、予定価格の事前公表の有無によって著しく高止まりになっている状況にはない。

したがって、今後も引き続き、予定価格の事前公表を継続することが適当である。

なお、落札率については、引き続き継続的なデータの把握に努めることとし、高止まりなどの状況が明らかとなった場合には、その時点で適切な対応を検討する必要がある。

(5) 随意契約の適切な採用

随意契約による場合の妥当性や業者選考の過程の透明性の確保のため、そのあり方について検討する。また、工事に係る「随意契約ガイドライン」を策定する。

(行動計画 - 1 - (5))

制度改正の状況

工事の請負契約に係る随意契約の適正な運用について（平成12年5月30日付け建情第360号建設部長通達）

- ・ 地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約について、建設工事に係る随意契約のガイドラインを設定した。

工事請負契約における「随意契約のガイドライン」の設定について（平成14年3月29日付け事調第2574号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

- ・ 地方自治法施行令第167条の2の運用を定めた北海道財務規則の運用方針に対応する工事の請負に係る「随意契約のガイドライン」を設定した。

評価

「随意契約のガイドライン」の設定及び決定書等において契約の相手方を選定した理由を明らかにしなければならないとしたことは、随意契約による場合の妥当性や業者選考の過程の透明性を確保するための方法として評価できる。

今後も引き続き適切な運用に努めるべきである。

(6) 談合情報の取扱いの適正化（行動計画 - 1 - (6)）

公正取引委員会への通報や入札の取り止め基準などを定めた談合情報の取扱い（マニュアル）を全庁的に統一する。（行動計画 - 1 - (6)）

制度改正の状況

談合情報対応手続の制定について（平成12年6月21日付け局総第224号出納局長通達）

- ・ 談合情報の取扱いを全庁的な統一基準とした。

談合情報対応手続の一部改正について（平成13年11月20日付け局総第541号出納局長通達）

- ・ 談合情報対応手続を閲覧場所を定めて公表することとした。

実施状況

（件数、機関数）

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度（12月末）
談合情報を寄せられた契約件数(機関数)	19 (12)	47 (27)	39 (14)

評価

談合情報が寄せられた場合の対処として、談合情報対応手続に基づき統一的な処理をすることができることから、各発注機関にとっては効果的である。

しかし、依然として談合情報が寄せられており、また、当該情報が増加傾向にあることから、今後、他県等の状況なども踏まえ、一層の抑止効果が働くよう検討を行う必要がある。

2 積極的な情報の公開

(1) 入札執行の透明性の確保

公共工事については、入札の日時等を公表し、入札執行を公開する。

(行動計画 - 2 - (1))

制度改正の状況

入札執行の公開に関する取扱いについて（平成12年5月1日付け局総第88号出納局長通達）

- ・ 入札の日時等を公表するとともに、入札執行を公開した。

評価

入札執行の公開は、透明性を確保する観点から効果があり、引き続き取り組むことが適当である。

(2) 入札結果、資格審査結果等の公表方法の改善

入札結果、経営事項審査結果及び格付け結果は、行政情報センター、行政情報コーナー及びインターネットで公表する。

また、工事等の執行予定や入札公告は、インターネットでの公表を検討する。

(行動計画 - 2 - (2))

制度改正の状況

経営事項審査結果の公表情報の取扱いについて（平成12年5月11日付け建情第260号建設部長通達）

- ・ これまで建設部及び各支庁建設指導課で閲覧してきた経営事項審査結果について、各発注機関においてもインターネットの活用により情報提供することとした。

評価

入札契約総合管理システムの整備により、各発注機関で工事情報や入札結果などをインターネットで統一的に公表することとしたことは、透明性の観点から効果的であり、引き続き取り組むべきである。

実効性の確保

1 行動計画の推進体制

(1) 入札等監理委員会の設置

学識経験者等第三者の参画を得て、公共工事の入札手続等に関する点検及び改善事項の推進を図ることを目的に、入札等監理委員会を設置する。

(行動計画 - 1 - (1))

入札等監理委員会の活動状況(平成14年12月末現在)

・ 委員会の開催

- 平成12年度第1回 平成12年6月23日
- 第2回 平成12年9月12日
- 第3回 平成12年11月24日
- 第4回 平成13年2月7日
- 平成13年度第1回 平成13年5月31日
- 第2回 平成13年9月14日
- 第3回 平成13年11月5日
- 第4回 平成14年2月7日
- 平成14年度第1回 平成14年6月7日
- 第2回 平成14年9月10日
- 第3回 平成14年11月20日

・ 事後点検調査

- 平成12年度 7月27日 上川支庁、旭川道有林管理センター
- 8月4日 後志支庁
- 8月7日 小樽土木現業所
- 8月21～22日 渡島支庁、函館土木現業所
- 8月24～25日 釧路支庁、釧路土木現業所
- 9月7～8日 網走支庁、網走土木現業所
- 平成13年度 7月10日 日高支庁
- 7月17日 石狩支庁
- 7月17～18日 留萌支庁、留萌土木現業所
- 7月24～25日 宗谷支庁、稚内土木現業所
- 7月25～26日 胆振支庁、室蘭土木現業所
- 8月1日 檜山支庁
- 8月23日 旭川土木現業所
- 8月28日 根室支庁
- 8月29日 空知支庁
- 9月3～4日 十勝支庁、帯広土木現業所
- 9月5日 建設部建築整備室、出納局入札管理室

平成14年度 7月30日 十勝支庁、帯広土木現業所
8月2日 宗谷支庁、稚内土木現業所
8月7～8日 渡島支庁、函館土木現業所
8月27日 上川支庁、旭川土木現業所
8月21日 石狩支庁、札幌土木現業所

・ 知事への意見の申出

第一次意見 平成12年10月30日

第二次意見 平成13年3月1日

第三次意見 平成13年12月12日

評価

入札等監理委員会は、平成12年度から継続的に委員会を開催し、入札制度改善行動計画の推進状況などについて議論を重ねるとともに、支庁、土木現業所又は森づくりセンターといった発注機関に出向き、入札契約手続の状況について点検調査を行うなど、これまで精力的に活動してきた。

これらの活動の結果、これまで三次にわたり入札制度等の改善すべき事項などについて、知事への提言を行ってきたところである。

行動計画は、本年度末をもって計画期間の三カ年を終えることとなるが、行動計画の改善事項は、すでに道の入札制度の中に定着し、推進されていることから、行動計画の推進体制としての入札等監理委員会の役目は終わったものとする。

(2) 推進部門の設置

行動計画に基づき、公共工事の入札制度等の改善を図るため、その推進体制を整備する。
(行動計画 - 1 - (2))

実施状況

平成12年5月1日付けで、総務部に入札指導監察監を専任配置し、このもとに、行動計画の推進管理や入札手続等の指導・監察、入札監理委員会の庶務を所掌する事務部門（参事、主幹、主査）が設置された。

評価

行動計画の推進管理を行う立場として、発注各部等との連絡調整や取組みについての白書をはじめとする対外的な発信などの面で効果があった。

今後、行動計画の検証結果に基づく改善事項については、発注各部及び各発注機関において、自らその推進に努めることが適当である。

2 支庁における入札関係業務等の執行体制

支庁における公共工事に係る設計・積算部門と入札関係業務部門を分離・再編し、内部牽制機能を高めるため、総務部会計課に入札関係業務を所掌する事業管理室を設置する。所掌事務は、入札関係業務の執行及び管理並びに入札制度等の改善事項の実施及び推進管理とする。（行動計画 - 2）

実施状況

支庁の公共工事に係る設計・積算部門及び事業実施部門から入札関係業務担当部門を分離し、新たに総務部会計課に入札関係業務を所掌する事業管理室（主幹、主査）を平成12年5月25日付けで設置した。

また、建築工事に係る入札等の事務を建設部建築整備室から分離し、平成13年4月1日付けで、出納局に入札管理室（参事、主幹、主査）を設置した。

評価

事業管理室や入札管理室の設置により内部牽制機能は強化され、指名選考業務等については大きく改善が図られた。

したがって、今後も引き続き設計・積算部門と入札関係業務部門を分離した体制とすることが適当である。

3 「入札制度改善白書」の公表

行動計画の進捗状況や入札手続等の点検評価結果を入札等監理委員会が毎年とりまとめ、「入札制度改善白書」として公表する。 (行動計画 - 3)

実施状況

- ・平成12年度入札制度改善白書 平成13年9月18日公表
- ・平成13年度入札制度改善白書 平成14年9月17日公表

評価

行動計画の進捗状況や入札手続等の事後点検結果などについて、入札制度改善白書として公表してきたことは、道の進めてきた入札制度改革の方向や今後さらに取り組んでいかなければならない事項を明らかにしてきた点で評価できる。

なお、行動計画の期間終了に伴い、入札制度改善白書についてもその役割は終わったものとする。

行動計画関連事項総点検

1 入札契約総合管理システムによる共通データベースの構築

入札等監理委員会第一次意見（平成12年10月30日）

各発注部局では、指名基準に基づいて、個別のデータなどを活用しながら業者選定を行っているが、企業の履行実績などについての情報が不足し、発注機関相互におけるデータの利用が行われていない状況にあることから、早急に既存のデータの精度をさらに高めるとともに、指名選考に必要な各種データの共有化について検討する必要がある。

については、指名選考の透明性、公平性の確保並びに業務執行の効率化を図る趣旨からも、今後、速やかに、各発注機関における業者情報（受注意欲、履行経験、履行成績、営業地域等）等のデータベース化を進め、これらの情報を全庁的に共有できるシステムの構築について検討を行うこと。

入札等監理委員会第二次意見（平成13年3月1日）

入札契約に係るデータ等を総合的に管理するシステムを平成13年度に整備し、14年度から運用することとしているが、このシステムの構築にあたっては、入札参加資格者及び格付け等の情報をインターネットにより公表するなど、事業者にとっても利便性が図られるよう十分検討すること。

システムの機能

(1) 指名選考機能

共通データベースからの資格審査情報、経営事項審査情報、道工事・委託実績情報、国・他官庁工事・委託情報、手持ち工事情報、監理技術者等情報により、選考業者の抽出絞り込みを行う機能

【資格審査情報】

道業者許可番号、支庁コード、索引、商号、所在地、資本金、格付等級（客観点、主観点、総合点）代表者氏名、監理建築士氏名、経審済許可業種、営業年数、契約履行可能地域、許可満了日、希望工種、舗装プラント、鋼橋上部の製作工場の所在、作業船の有無、資格保有者数（資格別）、道内職員数（技術、事務）、建設コンサルタント登録情報、補償コンサルタント登録情報、計量証明事業者情報等

【経営事項審査情報】

経審有効期間、経審評点等

【その他業者情報】

営業停止期間、指名停止期間等

【受注実績等（北海道）[過去5年度分]】

工種、手持ち工事数(当該年度分)、指名回数、契約回数、受注金額、施行成績、ランダム・カット回数、意向確認型入札参加回数等

(2) 情報公開機能

- ・ 工事予定情報、入札公告、入札説明書、入札結果、入札参加資格者及び格付、業者別年間受注実績等を作成し公表する機能

- ・ ホームページの作成と自動公開の機能
 - ・ 入札契約に係る各種申請・届出様式のダウンロードが行える機能
- (3) 入札契約状況把握機能
- 全道共有データベースを使用し、各種実績調査・集計等の作業が行える機能

取組状況

平成13年度に、企業情報等の共通データベースの構築と全庁的な共有ネットワークの整備を進めることによって入札契約総合管理システムの整備を行った。

これにより、工事予定情報、入札公告、入札説明書、入札結果などの公表について、このシステムの活用によることとなったが、発注機関によっては、すでに既存のホームページを活用して情報公開を行ってきたところもあり、全庁的な統一が図られていない向きもあったが、14年秋以降、このシステムへの切り替え、又は独自ホームページとの併用を行ってきている。

また、指名選考での活用については、企業情報等のシステムへのデータ等の移行作業が不可欠であることから、移行登録を行ってきたが、順次その作業を終え、現在指名選考に当たっての共通データベースとしての活用を行っている。

評価

行動計画の改善事項の一つである「指名基準の具体化及び明確化」(- 2 - (4) - ア)に基づき指名基準に新たに6項目の選定基準が設けられたが、これによって指名選考手続は透明性、公平性の観点から大きく改善されたといえる。

6項目の選定基準には、「受注意欲」「履行経験」「履行成績」「営業地域」「機会均等」「個別事由」があるが、この適用に当たっては、入札契約総合管理システムによる企業情報等の共通データベースが有効に活用されている。

また、情報公開機能としての各種情報のインターネットによる公表は、事業者からも有効に活用しているとの評価を受けている。

なお、今後も適切な指名選考を行うため引き続き共通データベースの高度化に努めるとともに、各種情報の公表においては適時の更新処理に努める必要がある。

2 工事等に係る施行成績評定要領の見直し

入札等監理委員会第二次意見（平成13年3月1日）

完成品の評価方法の見直しにあたっては、評価に係るコストを極力抑制し、工事施行成績をより客観的に評価できるように検討を行い、技術に優れた事業者を指名選考に反映するとともに、不適格業者を排除することに役立てること。

取組状況

国では、平成12年度に「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資する」ことを目的とした新たな工事成績評定要領を制定し13年度から実施したが、道においても国の新たな工事成績評定要領を参考として、平成13年度に試行を行い、この試行結果を検証し、工事施行成績評定要領を改正するとともに、新たに委託業務に係る施行成績評定要領を定めた。

北海道請負工事施行成績評定要領の一部改正について（平成14年3月27日付け建情第1954号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

北海道工事関係委託業務施行成績評定要領の制定について（平成14年3月27日付け建情第1955号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

評価

委託業務についての施行成績評定要領を定めたことは、事業者の技術力を適切に評価していくという観点から評価できる。

今後は、技術に優れた事業者を指名選考に反映するため、施行成績データの蓄積を行うとともに、評価の客観性、公平性を確保するため、評価手法の検証の積み重ねや監督員及び検査員の日々の研さんなどに努めていく必要がある。

3 指名基準（事業別基準）の見直し

入札等監理委員会第二次意見（平成13年3月1日）

指名競争入札においては、予定価格に対応する等級に格付された者の中から選定するという原則等級による指名が基本であるが、例外を定めている事業別基準の見直しにあたっては、安易に上位等級者を指名することのないよう、より具体で明確な基準を設定すること。

取組状況

平成12年度及び13年度上期の運用実態をもとに、指名基準においては原則等級以外の者を指名することができる大枠のみを規定し、具体的な事業別基準の適用基準を審査担当部長が定めるとともに、適用基準は工事施行成績評価基準による高度技術の評価を準用するなど、より具体的で明確な基準とした。

指名競争入札参加者指名基準及び指名競争入札参加者指名基準運用方針の一部改正について（平成14年3月28日付け局総第838号出納局長通達）

事業別基準の適用基準の制定について（平成14年3月28日付け事調第2537号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

原則等級より上位等級者との契約状況 （単位：件、％）

	農政	水産	林務	建築	土木
契約件数(a)	1,258	93	335	106	1,599
非原則等級(b)	107	28	111	32	810
割合(b/a)	8.5	30.1	33.1	30.2	50.7

（注）平成14年4月から12月末までに契約した農業土木、水産土木、森林土木、建築（本体工事）、一般土木工事の指名競争入札を対象とした。

【参考】原則等級より上位等級者との契約状況（平成10年度）

	農政	水産	林務	建築	土木
契約件数(a)	2,479	182	1,175	351	5,411
非原則等級(b)	1,539	27	909	43	3,184
割合(b/a)	62.3	14.8	77.4	12.3	58.8

（注）入札手続等調査第二次報告（14頁、表8）より

評価

新たな事業別基準の設定により、適切な運用が図られているものとする。

4 共同企業体の運用基準の見直し

入札等監理委員会第二次意見（平成13年3月1日）

共同企業体については、定期監査報告において、受注機会の配分との誤解を招くような共同企業体が存在するなどの問題点が指摘されていることを踏まえ、共同企業体の運用基準の見直しにあたっては、特に経常建設共同企業体の活用の目的や構成などを明確にすること。

取組状況

これまでの共同企業体の運用基準を廃止し、結成回数や構成員の組み合わせについて各部間の取扱いの統一化を図るとともに、活用対象工事や活用範囲を明らかにした新たな運用基準等を定めた。

建設工事共同企業体運営基準について（平成13年3月22日付け建情第2289号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

建設工事共同企業体の活用方針について（平成13年3月22日付け建情第2290号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

評価

これまで、発注各部により取扱いが異なってきた運用基準が統一されたことは評価できる。

5 委託業務におけるランダム・カット式指名選考の実施

入札等監理委員会第二次意見（平成13年3月1日）

委託業務については、工事業者とは異なり、委託業者が一部の地域に偏在することや、事業者が必ずしも多くはないこと、また、工事業者の経営事項審査に対応した委託業者の経営や技術等の評価が整備されていないことなどの実態があることから、事業者の履行能力に関する客観的なデータの把握を行い、適正な指名選考が行える基準づくりが必要となってくる。

このため、様々な分野の委託業務のうち、業務内容等を勘案しながら、ランダム・カット式指名選考の導入が可能な業務について、試行の取組が行えるよう、基準づくりなどについて検討すること。

取組状況

工事等に係るランダム・カット式指名選考の実施状況を踏まえるとともに、委託契約の業務の種類、発注状況、事業者数などの実態の把握に努めてきたが、その結果、委託業務の一部について試行を行うこととし、その取扱いを定めた。

工事に係る業務の委託契約におけるランダム・カット式指名選考の試行について（平成14年6月25日付け局総第236号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

試行に当たっての考え方等

1 対象業務選定の基本的考え方

- (1) 成果品の品質に影響が少ないと思われる高度な解析や設計を含まない業務であること
- (2) 指名候補者数の確保が可能な業務であること

2 対象委託業務

測量業務及び地質調査業務とする。

3 対象金額

1件5百万円未満の者を対象とする。

4 実施方法

工事のランダム・カットと同様の方法で実施する。

（指名候補者は、指名予定数7人の1.2倍）

5 試行時期

平成14年7月1日以降の業者指名からとする。

評価

建設工事に係るランダム・カット式指名選考は、今後のあり方について、道民への説明責任を十分に果たしていくという観点から、平成15年度から設置が予定されている入札契約適正化法等に基づく第三者機関である入札監視委員会による入札契約総合管理システムの稼働・運用状況についての点検や、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」の施行・運用状況を踏まえた上で、廃止を含め判断することが適当である。

委託業務におけるランダム・カット式指名選考についても同様の考え方から、今後、廃止を含め判断することが適当である。

6 予定価格事前公表における積算内訳書の徴取

入札等監理委員会第三次意見（平成13年12月12日）

（予定価格事前公表の）本格実施に当たっては、各発注機関の業務執行状況等を踏まえて、平成14年度以降、段階的に取り組むことも考慮すること。

落札率については、今後、継続的にデータを把握していくこととし、高止まりなどの状況が明らかとなった場合には、その時点で、適切な対応を検討すること。

また、現在、予定価格の事前公表の試行に当たって、事業者の積算意欲の減退等を防止するため、積算内訳書の提出を義務付けているが、活用が図られていない実態も一部に見られることから、実施に当たっては、その取扱いについて見直しを行うよう検討すること。

取組状況

予定価格の事前公表は、平成14年度から本格的に実施することとしたが、予定価格の事前公表を実施する工事等の入札に際しては、最低価格の入札者（最低制限価格が設定されている場合は、その価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札者）に対し、工事（委託）費内訳書の提出を義務付けることとした。

なお、工事（委託）費内訳書については、入札の効力に影響を及ぼすものではないこととした。

予定価格の事前公表実施要領の制定について（平成14年3月5日付け建情第1853号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

評価

積算内訳書（「工事（委託）費内訳書」と同じ。）を持参しないなどの不良不適格業者を排除するという牽制的な面では評価できる。

なお、今後、積算内訳書のさらなる活用について、引き続き検討すべきである。

7 毎年度の発注見通しの公表及び入札・契約に係る情報の公表

入札契約適正化法

第7条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第8条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

取組状況

法の趣旨を踏まえ、さらに、道民への説明責任の推進を図るため、工事等に係る発注見通しに関する事項並びに入札及び契約の状況等に関する事項について公表することとし、公表方法や公表時期等を定めた。

工事等に係る発注見通しに関する事項の公表について（平成13年3月29日付け建情第2326号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

評価

入札契約適正化法で義務付けられたものであり、また、道民への説明責任を果たしていく上からも引き続き推進すべきである。

8 苦情処理システムの整備

適正化指針（平成13年3月9日閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

（2）入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、各省各庁の長等は、入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする。

取組状況

入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するための取扱いを定めるとともに、再苦情の申立てに係る審議を公正・中立に行うため、平成14年度にあっては、入札等監理委員会を活用し処理することとした。

なお、平成14年12月末現在において、再苦情の申立てとして受理した案件はない。

工事における入札・契約の過程における苦情処理要綱の制定について（平成14年8月19日付け建情第347号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）

入札等監理委員会設置要綱の一部改正について（平成14年8月19日付け総務第3015号総務部長通知）

評価

適正化指針に基づくものであり、今後も引き続き推進すべき事項である。

なお、再苦情の申立てに係る審議を公正・中立に行うため、平成14年度にあっては入札等監理委員会を活用することとしたが、平成15年度以降について、当該審議を行うべき機関を設置することが適当である。

9 入札監視委員会の設置

適正化指針（平成13年3月9日閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名の経緯等について定期的に報告を聴取し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

取組状況

道では、入札契約適正化法の施行に先立ち、平成12年6月から行動計画に基づき、学識経験者等第三者の参画を得て、入札等監理委員会を設置し、入札手続等に関する事後点検や行動計画の進捗状況の把握を行ってきた。

評価

入札等監理委員会は、平成14年度末をもって廃止することとなるため、平成15年度以降は入札契約適正化法等に基づく第三者機関を設置すべきである。

10 総合評価方式の導入

適正化指針（平成13年3月9日閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

（1）公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方法等の技術提案を受け入れる入札時VE（バリュー・エンジニアリング）方式、施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける契約後VE方式、入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札及び契約の方式の活用を努めるものとする。また、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等価格以外の要素を重視すべき工事については、競争参加を希望する者からの技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を積極的に進めるものとする。各省各庁の長等は、これらの入札及び契約の方式の導入による効果と審査事務の負担等を勘案して対象とする工事を適切に選定するものとする。

評価

民間の技術力の活用について、行動計画により、VE方式の試行拡大を図ってきたところであるが、今後は、より一層の活用を図るため、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価し落札者を決定する総合評価方式の導入に向け、さらに検討を行うべきである。

1 1 施工体制点検・確認要領の整備

適正化指針（平成13年3月9日閣議決定）

第2 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

4 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

（3）施工体制の把握の徹底に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に関しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 監理技術者の専任制の徹底のため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第13条第1項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第3項の規定により掲示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の把握のため、工事着手前における工事实績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

取組状況

施工体制の適正化に関しては、不良不適格業者排除の観点から、一括下請いゆる丸投げが全面禁止され、併せて施工体制台帳の提出が義務付けられることなどにより、発注者責任として、施工体制の点検要領等に基づくチェック体制を強化する必要があることから、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」を定めた。

工事現場等における施工体制点検・確認要領の制定について（平成14年1月25日付け建情第1734号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）

評価

現場施工体制の点検・確認をより強化することにより、一括下請負等を行おうとする不良不適格業者の排除についての対応を図ってきたことについては評価できる。

なお、適正化指針に基づくものであり、今後も引き続き推進すべきである。

1 2 委託業務における最低制限価格の設定

取組状況

地方自治法施行令の改正により、委託業務においても最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入することが可能となった。

道では、建設工事に係る委託業務への最低制限価格制度の導入について、平成14年11月1日から実施することとした。

評価

契約の内容に適合した履行の確保及びダンピングの防止を図るため、最低制限価格制度を導入したことは評価できる。

なお、低入札価格調査制度の導入については、国等の動向を見極めた上で検討を行う必要がある。

1 3 談合等不正行為に対応する契約条項の導入

取組状況

不正入札を防止するための追加の方策として、独占禁止法違反行為、競売等妨害、贈賄があった場合、一定率の違約金の徴収、契約解除することができるよう契約条項を設けた。

内容

1 条項の内容

入札談合等の防止効果の確保、損害賠償の実効性の確保を目的として次のように設定した。

ア 契約履行中～談合等の不正行為があった場合、違約金を徴収（契約解除も可）

イ 契約完了後～談合等の不正行為があった場合、違約金を徴収

2 違約金の率

他都府県の状況、契約保証金の率、入札談合訴訟の賠償額を考慮して、契約金額の10分の1とした（損害賠償の予定）。

3 対象契約

談合については、工事だけでなく、委託、物品も過去に発生していること、また、他都県でも工事以外の契約も実施している実態にあることを考慮し、工事、設計・測量その他の委託契約、物品の売買・賃貸契約などを対象とした。

4 談合条項適用時期

（1）独占禁止法違反により公正取引委員会から排除勧告を受け、当該勧告内容が確定したとき又は課徴金納付命令が確定したとき

（2）競売等妨害又は贈賄の罪で起訴され、刑が確定したとき

5 導入時期

平成15年1月1日

評価

談合等不正行為に対応する契約条項の導入は、不正入札を防止するための方策として評価できることから、引き続き推進すべきである。

14 入札制度改善のための推進部門の設置

行動計画 - 1 - (2)

行動計画に基づき、公共工事の入札制度等の改善を図るため、その推進体制を整備する。

行動計画への評価

行動計画に掲げた各改善事項の推進状況を鑑みると、行動計画の推進管理を行う立場として発注各部等との連絡調整や取組についての白書をはじめとする対外的な発信などの面で効果があった。

今後は、行動計画の検証結果に基づく改善事項について、特に推進部門による管理ではなく、発注各部等において、通常ベースでの推進が適当である。

評価

行動計画の改善事項について、すでに入札制度等として定着し、推進されているところであるが、行動計画策定以降に施行された入札契約適正化法等に基づく第三者機関を設ける場合に、当該機関を補助し、庶務を専掌する部門を設置すべきである。

15 入札制度改善状況等の公表手法

行動計画 - 3

行動計画の進捗状況や入札手続等の点検評価結果を入札等監理委員会が毎年とりまとめ、「入札制度改善白書」として公表する。

行動計画への評価

行動計画の進捗状況や入札手続等の事後点検結果などについて、入札制度改善白書として公表してきたことは、道の進めてきた入札制度改革の方向や今後さらに取り組んでいかなければならない事項を明らかにしてきた点で評価できる。

なお、行動計画の期間終了に伴い、入札制度改善白書としての役割は終わった。

評価

入札契約適正化法の施行など、入札契約手続の透明性の拡大が求められる中で、また、引き続き道民への説明責任の推進を図っていくためには、入札制度等の改善の取組内容等についても積極的に公表すべきである。

この場合において、透明性を確保していくという趣旨は、入札契約手続の適正化の監視していくといった側面を有していることから、当該事務の所管は、入札契約適正化法等に基づく第三者機関の事務を所管する部署が行うことが適当である。

参 考

総 括 表

入札制度改善行動計画の評価

改 善 項 目	評 価
競争性の促進	-
1 一般競争入札の拡大	-
(1) 大規模な工事に対する一般競争入札の拡大	引き続き推進すべき
(2) 地域限定型一般競争入札の本格実施	引き続き推進すべき
2 指名競争入札の改善	-
(1) 「ランダム・カット式」指名競争入札への移行	検討すべき
(2) 公募型指名競争入札の拡大	引き続き推進すべき
(3) 工事希望型指名競争入札の導入	引き続き推進すべき
(4) 指名競争入札の基準等の見直し	-
ア 指名基準の具体化及び明確化	引き続き推進すべき
イ 新規参入者の指名の促進	引き続き推進すべき
ウ 入札参加者の指名数の拡大	引き続き推進すべき
エ 指名業者名の公表	引き続き推進すべき
オ 指名選考委員会の運営の充実強化	引き続き推進すべき
カ 指名選考過程の公表	引き続き推進すべき
キ 資格制度の見直し	引き続き推進すべき
3 VE方式の試行拡大	引き続き推進すべき
4 実施目標の設定	見直しをした上で推進すべき
不当な関与の排除	-
1 公正な入札の確保	-
(1) 公正な入札を妨げる行為の禁止	引き続き推進すべき
(2) 不良不適格業者等の排除	-
ア 競争入札参加資格の厳格化	引き続き推進すべき
イ 法令違反等への厳正な対処	引き続き推進すべき
ウ 指名停止措置の強化	引き続き推進すべき
(3) 公正な入札の確保	-
ア 低入札価格調査制度の活用	引き続き推進すべき
イ 分割発注の適正化	引き続き推進すべき
ウ 明確な入札条件の提示	引き続き推進すべき
(4) 予定価格の取扱い	-
ア 予定価格の秘密性の確保	引き続き推進すべき
イ 予定価格の事後公表の充実	引き続き推進すべき
ウ 予定価格の事前公表の試行	引き続き推進すべき
(5) 随意契約の適切な採用	引き続き推進すべき
(6) 談合情報の取扱いの適正化	見直しをした上で推進すべき
2 積極的な情報の公開	-
(1) 入札執行の透明性の確保	引き続き推進すべき
(2) 入札結果、資格審査結果等の公表方法の改善	引き続き推進すべき
実効性の確保	-
1 行動計画の推進体制	-
(1) 入札等監理委員会の設置	廃止すべき
(2) 推進部門の設置	廃止すべき
2 支庁における入札関係業務等の執行体制	引き続き推進すべき
3 「入札制度改善白書」の公表	廃止すべき

行動計画関連事項の評価

改 善 項 目	評 価
入札等監理委員会からの意見	-
1 入札契約総合管理システムによる共通データベースの構築	引き続き推進すべき
2 工事等に係る施行成績評定要領の見直し	引き続き推進すべき
3 指名基準（事業別基準）の見直し	引き続き推進すべき
4 共同企業体の運用基準の見直し	引き続き推進すべき
5 委託業務におけるランダム・カット式指名選考の実施	検討すべき
6 予定価格事前公表における積算内訳書の徴取	引き続き推進すべき
入札契約適正化法関係	-
1 毎年度の発注見通しの公表及び入札・契約に係る情報の公表	引き続き推進すべき
2 苦情処理システムの整備	引き続き推進すべき
3 入札監視委員会の設置	設置すべき
4 総合評価方式の導入	検討すべき
5 施工体制点検・確認要領の整備	引き続き推進すべき
その他	-
1 委託業務における最低制限価格の設定	引き続き推進すべき
2 談合等不正行為に対応する契約条項の導入	引き続き推進すべき
3 入札制度改善のための推進部門の設置	設置すべき
4 入札制度改善状況等の公表手法	公表すべき